

第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する
実施計画（案）について

目 次

	ページ
1 計画策定にあたって	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画期間	1
2 市内ホームレスの実態変化	2
3 現状の評価と課題	3
4 第4期実施計画の概要	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 7つの主な取り組みの内容	4
5 第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等の 実施計画の策定体制	6
6 今後のスケジュール	7

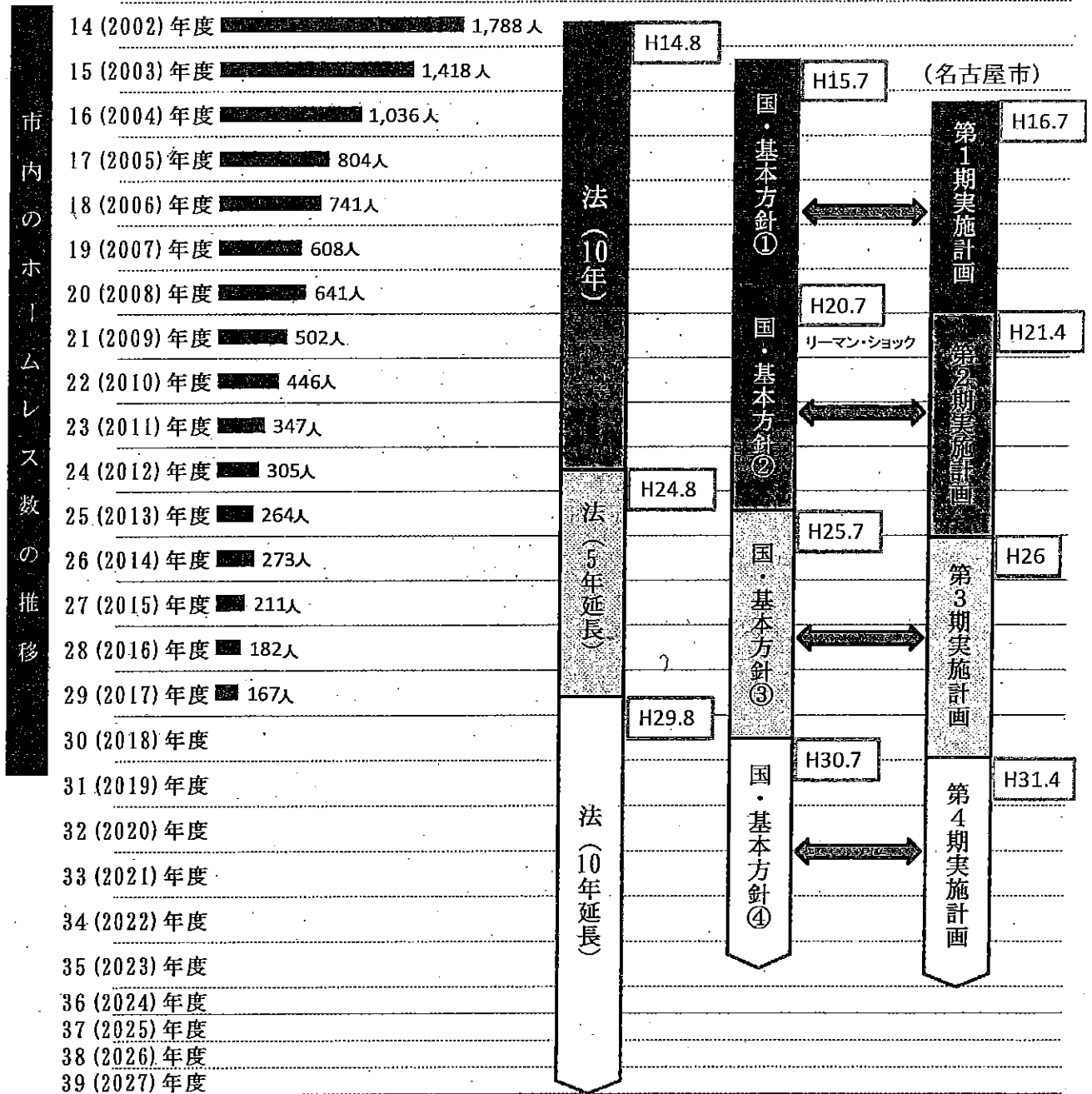
1 計画策定にあたって

(1) 計画の位置づけ

- ホームレス自立支援施策は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び国の基本方針に基づいて推進することとされています。
- 名古屋市は、法及び基本方針等を踏まえて「実施計画」を策定、ホームレスの自立に向けた取り組みを総合的に推進しています。

(2) 計画期間

平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間



2 市内ホームレスの実態変化（生活実態調査より）

区 分	第1回全国調査 (平成15年1月)	第2回全国調査 (平成19年1月)	第3回全国調査 (平成24年1月)	第4回全国調査 (平成28年10月) ¹
①ホームレス数	1,788人	741人	305人	167人 ²
	◇大幅に減少 ◇大幅に減少 ◇大幅に減少			
②平均年齢	56.5歳	58.8歳	58.8歳	67.1歳
	◇上昇 ◇前回と同じ ◇上昇 また、高年齢層（60歳以上）の割合が増加 46.5% ◇ 56.8% ◇ 64.8%			
③テントや小屋で定住生活をする方（割合）	71.3%	48.4%	35.7%	37.5%
	◇大幅に減少 ◇減少 ◇前回とほぼ同じ			
④今回の野宿期間が5年以上の方（割合）	27.0%	43.9%	41.8%	73.9%
	◇野宿期間が長期化 ◇前回とほぼ同じ ◇野宿期間の長期化が顕著			
⑤働いて自立したいと考える方（割合）	47.8%	31.0%	30.5%	35.8%
	◇就労自立希望者の割合は減少 ◇前回とほぼ同じ ◇前回とほぼ同じ			
⑥ホームレスのままでいいと考える方（割合）	14.6%	28.2%	29.6%	25.7%
	◇増加 ◇前回とほぼ同じ ◇前回とほぼ同じ			

（注）数値は、全国調査の名古屋市分

¹ 本市は、生活実態調査を平成28（2016）年11月に実施しています。

² 平成30（2018）年1月概数調査による。（平成29（2017）年1月時点は182人）

3 現状の評価と課題

(1) 「ホームレス」数が15年間で大幅に減少

※計画期間において、「ホームレス」数は大きく減少した。現在は高齢化や長期化の傾向があり、今後も継続した支援が求められる。

(2) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方が顕在化

※概数調査の「ホームレス」数は減少しているが、「住居のない方」「住居を失った方」からの相談は多い。

(3) 再びホームレスとならないための支援が必要

※自立した居宅生活を継続することができず、再び住居を失う方がいる。

4 第4期実施計画の概要

(1) 基本的な考え方

○ 第3期計画を継承し、第4期においても着実に取り組む

ホームレス数は減少したものの、7つの主な取り組みを継承し、事業を安定的に継続させることが必要である。

○ 生活困窮者自立支援制度における関係施策との連携

「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方」の存在など、広義のホームレス等に対する支援を行うにあたっては、生活困窮者自立支援制度（平成27年度施行）における関係施策との連携が必要である。

○ ホームレスの状況の変化にあわせた対応

ホームレスの高齢化や長期化等に対応するため、継続的で粘り強い巡回相談等を行うとともに、状況の変化にあわせた事業の見直しを行う。また、居宅生活の継続を支援するため、アフターフォロー事業などを推進していく必要がある。



「7つの主な取り組み」として体系化してきた施策を引き継ぎ、総合的にホームレスの自立の支援等を実施する。

(2) 7つの主な取り組みの内容

主な取り組み	主な事業
① 住まいの確保と定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援住宅³での支援（日常生活習慣の習得） ・ 民間の低廉な住宅情報の収集・提供 ・ 民間賃貸住宅経営者団体の相談事業との連携 ・ 公営住宅の優先入居制度の活用 ・ 住宅扶助の代理納付⁴活用
② 就労機会の確保と定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援事業⁵（2か所）の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な支援の実施（日常生活、社会生活支援メニュー等を実施） ・ 精神的課題のある利用者への支援 ・ 若者への対応 ・ 自立支援事業での職業相談、職業紹介・あっせん ・ 県の就業支援相談事業との連携 ・ 中間的就労⁶の場の確保と活用 ・ 国の技能講習事業、職場体験事業等との連携 ・ アフターフォロー事業の推進（就労自立以外への支援、多面的な支援、来所相談など方策の多様化） ・ 勤労観・職業観の早期育成
③ 心身の健康維持・回復	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回による健康相談の実施 ・ 結核健診の実施 ・ こころのケアの推進

凡例 ◎：新規事項 ○：拡充事項

³ 自立支援事業と一体的に運営される民間借上住宅（平成 25（2013）年度から事業化）

⁴ 民間賃貸住宅等に居住する被保護者の住宅扶助費を、賃貸料としてその債権者に実施機関が代理納付すること（生活保護法第 37 条の 2、同法施行令第 3 条）

⁵ 宿泊場所の提供、健康診断、生活相談・指導、就業相談及びあっせん等によりその自立を支援する事業

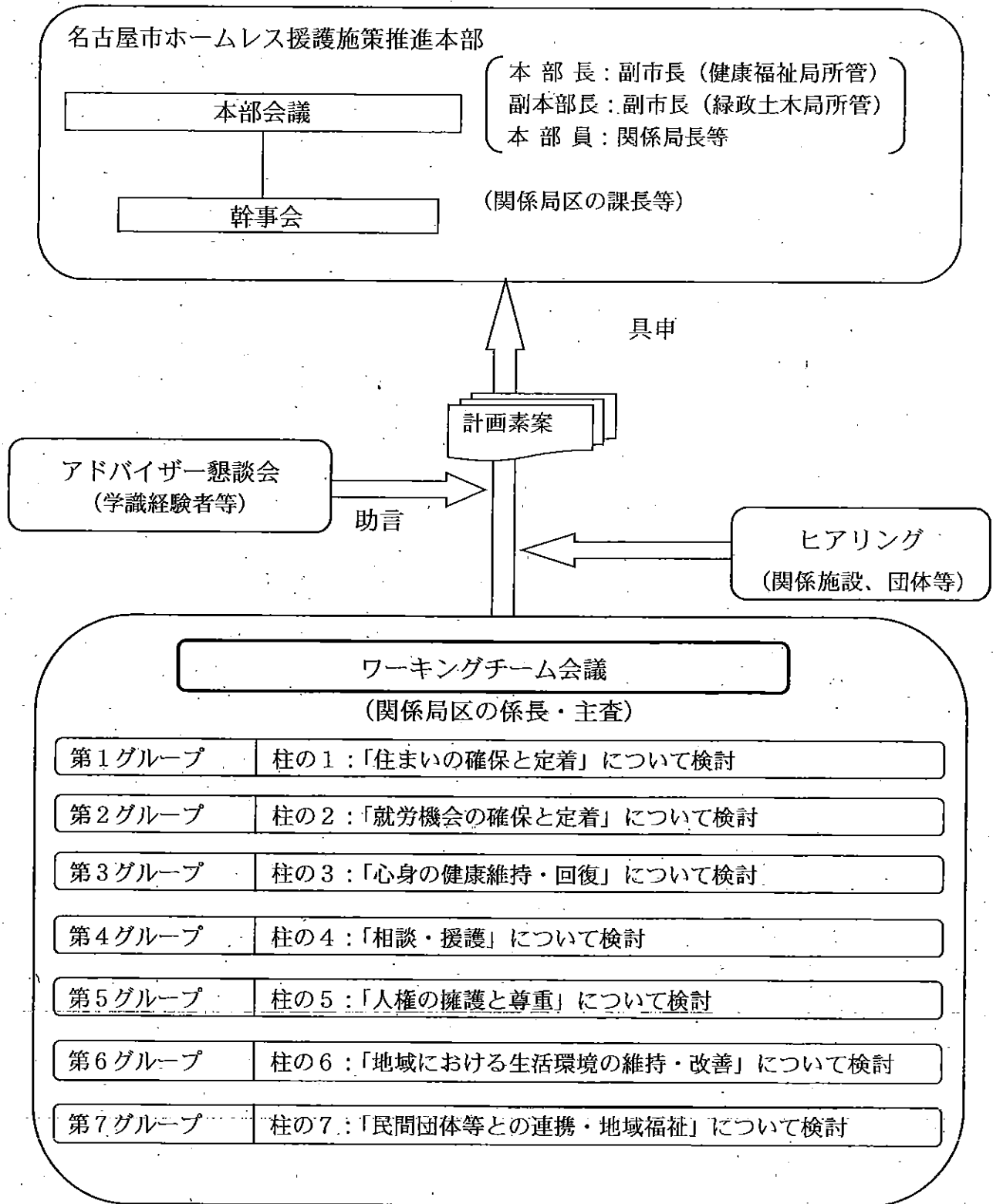
⁶ 事業所での軽易な作業等の就労機会を通じ、一般就労に向けた支援付きの就労体験やトレーニングを行う場

主な取り組み	主な事業
④ 相談・援護	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所における相談・援護 →個々の状況に応じた柔軟な対応 ・ホームレスへの継続的で粘り強い巡回相談、野宿生活の早期段階からの支援実施 ・一時保護事業の運営 ・債務問題の解決に向けた支援 ○一時保護事業⁷から居宅生活に移行したホームレス等へのアフターフォローの推進 ◎仕事・暮らし自立サポートセンターにおける相談
⑤ 人権の擁護と尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育・啓発の推進 ・人権侵害に対する関係機関等の連携 ・人権尊重の視点に立った施策・事業の推進
⑥ 地域における生活環境の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援につなぐ中での公園等の適正利用指導と機能回復・保全 ・公園等管理者と福祉事務所の連携 ・アフターフォローの実施
⑦ 民間団体等との連携 ・地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・就労機会の確保における、国、県、地元経済団体との連携 ・相談・援護におけるNPO・ボランティア団体等との連携推進 ・NPO・ボランティア団体等の人材・ノウハウを活かしたアフターフォローの推進 ・災害時等の安全確保についての関係機関との連携 ・地域福祉の推進による地域での生活の定着

凡例 ◎：新規事項 ○：拡充事項

⁷ 住居がなく生活保護の要否判定に期間を要する方が入所し、宿泊と食事の援護、アセスメント等を実施

5. 第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等の実施計画の策定体制



6 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成31年1月11日から 平成31年2月12日まで	○ パブリックコメントの実施
平成31年2月から3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ アドバイザー懇談会 ○ 名古屋市ホームレス援護施策推進本部会議の開催 ・ 第4期名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画（案）の最終検討 ○ 策定・公表